

町からの お知らせ



住民課からのお知らせ

住民課

☎ 89-3334

平成 18 年度町県民税課税分から

適用になる税制改正の内容について

1. 配偶者の均等割非課税措置の廃止

○個人町県民税均等割の、納税義務を負う夫と生計を同一にする妻に対する非課税措置が廃止され、所得金額が一定の金額を超える妻に均等割が全額課税されます。

※一定の金額とは、所得金額が 28 万円（給与所得者の年収で 93 万円）です。

2. 定率減税の縮減

○平成 11 年度から導入された定率減税が平成 18 年度は 2 分の 1 に縮減されます。

平成 17 年度まで	平成 18 年度
所得割額の 15%相当額減税 (限度額 4 万円)	所得割額の 7.5%相当額減税 (限度額 2 万円)

3. 65 歳以上の非課税措置の廃止

○年齢 65 歳以上で、合計所得金額が 125 万円以下の人への非課税措置が廃止されたことに伴い、平成 18 年度町県民税（3 分の 1 課税）が次のように課税されます。

▶対象者: 65 歳以上(平成 17 年 1 月 1 日現在)で、前年の合計所得金額が 125 万円以下で、所得金額が均等割・所得割ともに一定の金額を超える人

★均等割（扶養親族がいない人で所得金額が 28 万円以上）

課税年度	町民税（本来課税額）	県民税（本来課税額）	課税率
平成 18 年度	1,000 円 (3,000 円)	300 円 (1,000 円)	3 分の 1 課税

★所得割（扶養親族がいない人で所得金額が 35 万円以上の方）

課税年度	課 税 率	
	町 民 税	県 民 税
平成 18 年度	所得割額の 3 分の 1 課税	所得割額の 3 分の 1 課税

※急激な負担増加を緩和するため、平成 19 年度(3 分の 2 課税)・平成 20 年度(全額課税)の経過措置があります。

※今年の町県民税は定率減税の廃止に伴い、少し税額が増えたと感じる人も多いかと思います。また、老年者控除の廃止・非課税措置の廃止に伴い、65 歳以上の人で納税義務を負うケースも増えてきます。これは、税制改正によるものですのでご理解とご協力をお願いします。

産業課

☎ 89-3337

産業課からのお知らせ

平成 18 年度狩猟免許試験及び講習会の主な開催日程について

狩猟免許講習会

- 期 7月8日(土) 9時から 16 時まで
場 広島市中区八丁堀 8-23 林業ビル8階

狩猟免許試験

- 期 8月8日(火) 9時から
場 広島市中区基町 10-52 県庁本館6階講堂

初心者猟銃等講習会

- 期 8月29日(火) 9時から 17 時まで
場 広島市中区基町 9-42 広島県警察本部
(県庁東館)

狩猟免許更新

- 期 8月1日(火) 13 時 30 分から 17 時まで
場 神石高原町小畠 2025 三和公民館

経験者猟銃等講習会(福山地区)

- 期 8月7日(月) 13 時から 16 時まで
場 福山市三吉町南 2-5-31
広島県福山東警察署

*申込期限は、開催日の 10 日～ 20 日前となります。

*申込手続のお問い合わせは、役場産業課または支所産業建設課までお願いします。

福祉課からのお知らせ

福祉課

☎ 89-3335

託児所「たんぽぽ」入所児童を募集します

- 場 所 小畠総合福祉施設内(旧小畠中学校)
- 利用対象者 保育所入所前の乳幼児ならびにその他必要とされる方
- 開 所 日 月曜日から土曜日(日曜・祝祭日は休所)
- 利用時間 午前 7 時から午後 7 時
- 利用申し込み及びお問い合わせ

神石高原町福祉課 ☎ 89-3335 託児所 たんぽぽ ☎ 89-3577

環境衛生課

☎ 89-3336

環境衛生課からのお知らせ

クリーンセンターじんせき(RDF 施設)でごみの分別学習会に参加しませんか

町内の小学生をはじめいろいろな団体の方が参加されています。

工場長が分かりやすく説明します。なぜごみを分別しなければいけないのか、なぜごみを燃やしてはいけないのかなど。

みなさんも、是非一度参加してみたいいかがでしょうか。

お問合せ先：神石高原町役場

本庁環境衛生課又は各支所町民課

